環境影響評価法第四十八条第二項において準用する同法第十一条第四項及び第十二条第二項の規定により国土交通大臣が定めるべき指針に関する基本的事項案　新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| この基本的事項は、環境影響評価法（以下「法」という。）第四十八条第二項において準用する法第十一条第四項の規定により国土交通大臣が定めるべき「港湾環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針」（以下「港湾環境影響評価項目等選定指針」という。）及び法第十二条第二項の規定により国土交通大臣が定めるべき「環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）に関する指針」（以下「環境保全措置指針」という。）に関する基本となるべき事項について定めるものである。なお、港湾環境影響評価については、港湾計画が港湾における開発、利用及び保全等に関する基本的な事項を定める計画であることに鑑み、これに応じた項目及び手法が選定されるものとする。<br>第一　港湾環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項 | この基本的事項は、環境影響評価法（以下「法」という。）第四十八条第二項において準用する法第十一条第三項の規定により国土交通大臣が定めるべき「港湾環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針」（以下「港湾環境影響評価項目等選定指針」という。）及び法第十二条第二項の規定により国土交通大臣が定めるべき「環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）に関する指針」（以下「環境保全措置指針」という。）に関する基本となるべき事項について定めるものである。なお、港湾環境影響評価については、港湾計画が港湾における開発、利用及び保全等に関する基本的な事項を定める計画であることに鑑み、これに応じた項目及び手法が選定されるものとする。<br>第一　港湾環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項 |

一　一般的事項

(1)～(7)　（略）

二　環境要素の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針

(1)～(4)　（略）

三　港湾環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっての一般的留意事項

(1)～(2)　（略）

(3)　港湾管理者が、港湾環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行うべき旨、港湾環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。なお、専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることが必要である旨並びに専門家等の所属機関の属性を明らかにするよう努めるべき旨、港湾環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

(4)　（略）

四　港湾環境影響評価の項目の選定に関する事項

(1)～(2)　（略）

---

一　一般的事項

(1)～(7)　（略）

二　環境要素の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針

(1)～(4)　（略）

三　港湾環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっての一般的留意事項

(1)～(2)　（略）

(3)　港湾管理者が、港湾環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行うべき旨、港湾環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。なお、専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることが必要である旨、港湾環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

(4)　（略）

四　港湾環境影響評価の項目の選定に関する事項

(1)～(2)　（略）

五　調査、予測及び評価の手法の選定に関する事項

(1)～(2)　（略）

(3)　港湾管理者による評価の手法の選定に当たっての留意事項を港湾環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。当該留意事項には、次に掲げる事項が含まれるものとする。

ア　環境影響の回避・低減に係る評価

港湾施設の配置、土地の造成のあり方を含む幅広い環境保全対策を対象として、複数案を時系列に沿って又は並行的に比較検討すること、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討すること等の方法により、対象港湾計画に定められる港湾開発等により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響が、回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価されるものとすること。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるように整理されるものとすること。

なお、これらの評価は、港湾管理者により実行可能な範囲内で行われるものとすること。

イ～ウ　（略）

---

五　調査、予測及び評価の手法の選定に関する事項

(1)～(2)　（略）

(3)　港湾管理者による評価の手法の選定に当たっての留意事項を港湾環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。当該留意事項には、次に掲げる事項が含まれるものとする。

ア　環境影響の回避・低減に係る評価

港湾施設の配置、土地の造成のあり方を含む幅広い環境保全対策を対象として、複数の案を時系列に沿って又は並行的に比較検討すること、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討すること等の方法により、対象港湾計画に定められる港湾開発等により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響が、回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価されるものとすること。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるように整理されるものとすること。

なお、これらの評価は、港湾管理者により実行可能な範囲内で行われるものとすること。

イ～ウ　（略）

(4)　港湾環境影響評価項目等選定指針において、(1)又は(2)に規定するところにより留意事項を示すに当たっては、一般的な港湾計画に定められる港湾開発等の内容を踏まえつつ、参考項目の特性、参考項目に係る環境要素に及ぼすおそれのある影響の重大性、既に得られている科学的知見等を考慮し、(1)又は(2)に規定する留意事項の趣旨を踏まえ、調査法、調査地域、調査の期間及び時期、予測法、予測地域、予測の対象となる時期等のそれぞれについて、港湾管理者が地域特性等を勘案するに当たって参考となる調査又は予測の手法（以下「参考手法」という。）を定め、これを留意事項とともに示すことができるものとする。この場合において、参考手法には、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、複数の手法を含めるよう努めることにより、事業者が個別の事業特性や地域特性等に合わせて最適な手法を選択できるようにすること。

(5)　（略）

六　（略）

第二　環境保全措置指針に関する基本的事項

一　（略）

---

(4)　港湾環境影響評価項目等選定指針において、(1)又は(2)に規定するところにより留意事項を示すに当たっては、一般的な港湾計画に定められる港湾開発等の内容を踏まえつつ、参考項目の特性、参考項目に係る環境要素に及ぼすおそれのある影響の重大性、既に得られている科学的知見等を考慮し、(1)又は(2)に規定する留意事項の趣旨を踏まえ、調査法、調査地域、調査の期間及び時期、予測法、予測地域、予測の対象となる時期等のそれぞれについて、港湾管理者が地域特性等を勘案するに当たって参考となる調査又は予測の手法（以下「参考手法」という。）を定め、これを留意事項とともに示すことができるものとする。

(5)　（略）

六　（略）

第二　環境保全措置指針に関する基本的事項

一　（略）

二　環境保全措置の検討に当たっての留意事項

環境保全措置の検討に当たっての留意事項を環境保全措置指針において定めるものとする。当該留意事項には、次に掲げる事項が含まれるものとする。

(1)～(5)　（略）

(6)　選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合、当該港湾計画の決定又は変更後において環境保全措置の内容をより詳細なものする場合等においては環境への影響の重大性に応じ、代償措置を講ずる場合においては当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、当該港湾計画に定められる港湾開発等による環境への影響の重大性に応じ、当該港湾計画の決定又は変更後の環境の状態等を把握するための調査（以下「事後調査」という。）の必要性を検討するとともに、事後調査を行う項目の特性及び地域特性等、当該調査そのものによる環境影響、地方公共団体等の他の主体との協力の方法等に留意しつつ、事後調査の項目及び手法の内容、事後調査の結果により環境影響が著しいことが明らかとなった場合等の対応の方針、事

二　環境保全措置の検討に当たっての留意事項

環境保全措置の検討に当たっての留意事項を環境保全措置指針において定めるものとする。当該留意事項には、次に掲げる事項が含まれるものとする。

(1)～(5)　（略）

(6)　選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合、当該港湾計画の決定又は変更後において環境保全措置の内容をより詳細なものする場合等においては環境への影響の重大性に応じ、代償措置を講ずる場合においては当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、当該港湾計画に定められる港湾開発等による環境への影響の重大性に応じ、当該港湾計画の決定又は変更後の環境の状態等を把握するための調査（以下「事後調査」という。）の必要性を検討するとともに、事後調査を行う項目の特性及び地域特性等、当該調査そのものによる環境影響、地方公共団体等の他の主体との協力の方法等に留意しつつ、事後調査の項目及び手法の内容、事後調査の結果により環境影響が著しいことが明らかとなった場合等の対応の方針、事

後調査の結果を公表する旨等を明らかにできるようにすること。

なお、事後調査を行う場合においては、次に掲げる事項に留意すること。

ア　事後調査の項目及び手法については、必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な根拠に基づき設定されるものとすること。

イ　事後調査の終了の判断並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討が行われるものとすること。

第三　（略）

---

後調査の結果を公表する旨等を明らかにできるようにすること。

第三　（略）

〈別表〉

| 環境要素の区分 | | 影響要因の区分 | 存在・共用 |
|---|---|---|---|
| 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持 | 大気環境 | 大気質 | |
| | | 騒音・低周波音 | |
| | | 振動 | |
| | | 悪臭 | |
| | | その他 | |
| | 水環境 | 水質 | |
| | | 底質 | |
| | | 地下水 | |
| | | その他 | |
| | 土壌環境・その他の環境 | 地形・地質 | |
| | | 地盤 | |
| | | 土壌 | |
| | | その他 | |
| 生物の多様性の植物 | | | |

〈別表〉

| 環境要素の区分 | | 影響要因の区分 | 存在・共用 |
|---|---|---|---|
| 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持 | 大気環境 | 大気質 | |
| | | 騒音 | |
| | | 振動 | |
| | | 悪臭 | |
| | | その他 | |
| | 水環境 | 水質 | |
| | | 生態系 | |
| | | 地下水 | |
| | | 景観 | |
| | 触れ合い活動の場 | 地形・地質 | |
| | | 地盤 | |
| | | 土壌 | |
| | | その他 | |
| 生物の多様性の植物 | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 確保及び自然環境体系的保全 | 動物 | 生態系 | 人と自然との豊かな触れ合い | 景観 | 触れ合い活動の場 | 環境への負荷 | 廃棄物等 | 温室効果ガス等 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 確保及び自然環境体系的保全 | 動物 | 生態系 | 人と自然との豊かな触れ合い | 景観 | 触れ合い活動の場 | 環境への負荷 | 廃棄物等 | 温室効果ガス等 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |